

ニカラグア

少数民族の自治権

・石 井 章

1 はじめに

1979年のサンディニスタ革命を機にニカラグア国内の政治・社会の諸様相は大きな変容を被ったが、そのなかでも最も重要なものの一つが大西洋岸の少数民族と中央政府との関係であろう。少数民族に関わる問題や紛争は今日世界各地で噴出しており、少数民族問題への対応は各国の国内政治において重要な争点の一つとなっている。アメリカ大陸では1970年代以来先住少数民族(インディオ、インディアン、インディヘナ等さまざまな呼称がある)による権利の回復あるいはアイデンティティーの確立を求める運動が高まり、その国際的な連帯も進められてきた。こうした国際環境を背景に革命後ニカラグアにおける少数民族問題をみると、彼らの運動の結果として一定の自治権が認められたという事実は注目に値する。

しかし、自治権獲得にいたるまでの道は決して平坦ではなかった。コントラ(反革命右派ゲリラ)による武力闘争に少数民族居住地域が巻き込まれたこと、少数民族ミスキト族の一部がコントラ側に立って武器をとったこと、少数民族のホンジュラス領内への大量移動、政府によるミスキト族の強制移住等幾多の曲折を経た後に、政府と少数民族との間で話し合いが進められ、後者の自治権が認められたのである。以下ではその経緯を振り返り、自治権の内容を要約、紹介する。

2 背 景

ニカラグア東部(現地ではCosta Atlánticaと呼ばれるので、本稿でもこれに従い以下「大西洋岸」と呼ぶ)は、西部および中部(本稿では両地域を合わせて、以下「太平洋側」と呼ぶ)とは地理的、経済的、社会的、文化的にはっきりと異なった様相を呈する。行政区域としてはセラヤ県1県に所属するこの地域は、面積では国土の半分以上を占めるが、人口では1割に満たない。太平洋側は住民の大部分がメスティーソ(混血)であり、スペイン語文化圏に属し、カトリックの影響が強いのに対して、大西洋岸には複数の少数民族が居住し、カトリックとスペイン語圏文化の影響が浸透していない。

ニカラグアに限らず、ベリーズからパナマにいたる中米の大西洋岸地域は太平洋側とは自然・文化環境がきわめて異なる。熱帯雨林地帯にあり、人口は希薄であり、住民は河川および海に依存した農耕、漁撈、狩猟、交易により生活をたてている。過去においてメソアメリカ*の支配的なインディヘナ文化、およびスペイン植民地文化の影響を受けることが少なく、カリブ文化の影響が強かつた。植民地時代以来19世紀初頭にいたるまでの大西洋岸は、「ジャマイカを拠点とするカリブ海における英國の勢力と、グアテマラ市、メキシコ市を中心とするスペインの勢力の交錯するフロンティ

* メキシコ中央高地から中米の一部にかけての、先住民(インディヘナ)の高度な文明が栄えた地域。

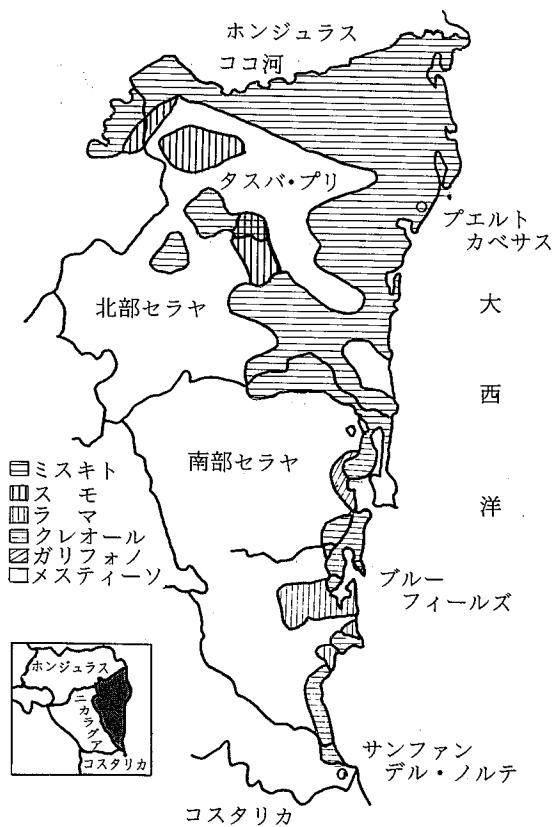
アであった」*英國のこの地域に対する関心はもっぱら交易にあり、スペインの場合のようにそこに入植してその土地と住民を直接支配することはなかった。

当時モスキティア（Mosquitia）と呼ばれていたニカラグアの大西洋岸地域は1824～60年には英國の保護領となるが、モンロー主義の立場に立つ米国圧力もあり、1860年のマナグア条約によりモスキート・リザーヴとして新生ニカラグア共和国（1838年に独立）に編入された。1840年以後プロテスタンの一派でドイツ系のモラヴィア派宣教師団がこの地域で宣教活動を行ない、地域の文化、社会、経済に大きな影響を及ぼした。

1894年にニカラグア政府はマナグア条約で規定された自治体としてのモスキート・リザーヴの解約を決定、大西洋岸地域はセラヤ県として中央政府の統治機構に組み入れられた。しかしこの政治的編入は社会経済的、文化的統合につながるものではなく、大西洋岸は依然として国の中心をなす太平洋側から隔絶した周縁地域であり続けた。

大西洋岸地域の人口は約25万人と推定される。少数民族のうち最大の人口を擁するのがミスキト族で、その数は8万から15万の間とされる**。ミスキト族の居住地域は大西洋岸の北半分に偏っている（第1図）。同じく北半分にスモ族が約1万人住む。ラマ族は今日絶滅の危機にあり、わずか数百名が南部のブルーフィールズ市近くの小島に住んでいる。これらのインディヘナ諸族の他に、英語を話す黒人系のクレオールが約3万人、ガリフ

第1図 ニカラグア大西洋岸と民族分布



（出所） M. Diskin, et. al., "Peace and Autonomy on the Atlantic Coast of Nicaragua: A Report of the LASA Task Force on Human Rights and Academic Freedom," *LASA Forum*, Vol. XVI, No. 4, Spring 1986, p. 6.

オノと呼ばれるカリブ系の住民が約1500人、主としてブルーフィールズ市およびその周辺に住む。スペイン語を話すメスティーソは大西洋岸に約12万人いる。彼らはもともと太平洋側に住む小農民であったが、大農経営の綿花と牧畜の発展に伴い土地を奪われ、移住を余儀なくされた者である。

1933年から79年までニカラグアはソモサ一族の独裁支配体制下にあったが、その影響力は大西洋岸にまで及ばず、ここでは主に外資による現地労働力の利用と資源の開発が進められた。ソモサ政権下の74年にミスキトとスモを代表する先住民組織ALPROMISUが設立された。ALPROMISUは先住民族世界評議会（WCIP）の一員として国際舞

* M. Diskin, et. al., "Peace and Autonomy on the Atlantic Coast of Nicaragua: A Report of the LASA Task Force on Human Rights and Academic Freedom" (*LASA Forum*, Vol. XVI, No. 4, Spring 1986), p. 6.

** R. Dumber Ortiz, "Indigenous Rights and Regional Autonomy in Revolutionary Nicaragua," *Latin American Perspectives*, Issue 52, Vol. 14 No 1, Winter 1987. 1981年以後、内戦の影響で大勢のミスキトが隣国ホンジュラスへ移動し、またその一部は後に帰国したりしたため、人口の正確な把握は困難である。



ニカラグア大西洋岸の
イスラ・デル・マイス

台で活躍した。

3 革命と大西洋岸の少数民族

ソモサ時代には大西洋岸は中央政府の関心外におかれ、いわば放置された状態にあったが、サンディニスタ革命政府は大西洋岸の少数民族に対しても革命の理念を貫き影響力を及ぼそうとしたために、政府・少数民族関係は新たな段階に入った。革命政府は大西洋岸地域の特質と民族の現実に関して理解を欠き、経験もないまま、太平洋側におけると同様の方策を適用しようとしたために、しばしば摩擦と混乱を招いた。その一例として、スペイン語のみの識学運動を行なったことがあげられる。

その一方で政府は少数民族が自ら組織をつくり、代表を選んで政府に対して要求を提出する権利を認めた。その結果、1979年11月に先住民組織MISURASATAが設立された。MISURASATAは「サンディニスタと連合するミスキト、スモ、ラマ」を意味し、その名の示すとおり3先住民族の連合組織であるが、そのなかでミスキトが人口比からといって最大であるばかりでなく、政治的に最も目覚め活動的であったため、組織はミスキト主

体のものとなった。

MISURASATAの基本路線として発表された文書は以下のように謳っている。「ミスラサタは、われわれの社会においてサンディニスタ革命を防衛し強化していくための先住民組織である。ミスラサタに属する各民族集団は独自の文化的アイデンティティと独自の価値体系や生活様式をもっている。それにもかかわらず、われわれは先住民であるという特性とわれわれのおかれている地理的、政治的、経済的状況によって、相互に緊密に結びついている」*。そして「……革命の防衛と強化、そして新生ニカラグアを再建していくうえで、国における民族集団の多様性は基本的要素となる」**とし、そのために「文化的多元主義を認め育成すること」が必要であると主張する。さらに「……われわれは共同体の土地をもち続け、外部のあらゆる利害からそれを防衛し、共同体の土地にある資源を開発し、われわれの社会的、文化的価値を発展させていくことを宣言する」***と彼らの父祖

* 小林致広『沈黙を越えて——中米地域の先住民運動の展開——』神戸市外国語大学外国学研究所 1986年 第IV章 資料(2)「ミスラサタの基本路線」 145ページ。

** 同上書 152ページ。

*** 同上書 149ページ。

伝来の土地に対する強い執着を示している。

1979年の革命以前には大西洋岸の少数民族の土地所有に関しては、近代的な所有権は確立していなかったが、住民は生計維持のための土地を実質上占有、利用していた。人口密度が低く、土地が豊富に存在したために、土地をめぐる紛争は共同体の成員間でも、異なる共同体同士の間でも起らなかった。

革命後MISURASATAが組織され、公認されると、彼らは太平洋側の多数派を代表する中央政府に対して少数民族の立場を明確にするとともにその権利を主張したが、そのなかでも重要なものの一つが彼らの伝統的な土地に対する権利の確認である。

一方革命初期におけるサンディニスタ政府の大西洋岸少数民族に関する基本的立場は、1981年8月12日付の「大西洋岸先住民族コミュニティに関するサンディニスタ民族革命の諸原則の宣言」*(以下「81年宣言」と略称)に表明されている。それによれば、まず原則1で「ニカラグア国は領土的、政治的に単一のものであり、主権をもつ独立の主体として分離、分割されず、(单一性は)損なわれない。国の公用語はスペイン語である」と宣言する。原則5では「サンディニスタ民衆革命は、大西洋岸の共同体(*comunidad*)が……代々そこで生活してきた土地の所有権を、その権利証を賦与することにより保証し、適法なものとする」として、彼らの先祖代々の土地に対する権利を、それが共有の(*comunal*)形態のものであれ協同組合の(*cooperativa*)形態のものであれ、公的に認める立場をとっている。

原則6では「われわれの国土にある天然資源は、革命国家(*Estado revolucionario*)によって代表さ

れるニカラグア人民の財産である。革命国家はその合理的、効率的な利用法を確定する唯一の権能者である……」として大西洋岸の資源の利用に関する唯一の決定権者は革命政府にあることを明確にしている。

4 内戦と少数民族

1981年後半には革命政府に対する反革命右派ゲリラ、コントラの武力闘争が開始されるが、大西洋岸地域もそれに巻き込まれることになる。

ミスキト族は大西洋岸北部に集中して住むが、国境を越えたホンジュラス領内にも数万のミスキトが居住する。ホンジュラス領内のミスキト居住地近くに米国CIAの支援を受けるコントラの訓練基地が設けられた。

1981年にMISURASATAの指導者の1人、ファゴス(Steadman Fagoth)は数名の追従者とともにホンジュラスに移り、反サンディニスタ・キャンペーンを始めるが、さらにファゴスはコントラと結んでホンジュラスにおいてミスキトのゲリラを組織し、国境を越えてニカラグア側のミスキト集落を攻撃した。住民は散り散りに逃亡したが、彼らにとって最も身近な避難場所は国境を越えたホンジュラス側である。もともと両国国境をなすココ河をはさんだ地域は先住民ミスキト族の故地であり、国境線確定前には彼らが自由に往来してきた土地であった。この時期に約1万5000人のミスキトがホンジュラス領へ移動したといわれる。彼らはそこで難民キャンプないし既存のミスキト族集落に入るか、あるいは反サンディニスタ・ゲリラ組織に加わった。

こうした事態に直面してサンディニスタ政府は、国境地帯のココ河流域のミスキト住民を奥地へ強制移住させる措置をとった。用意された再定住地は約80キロメートル南のタスバ・ブリ(「自由の土地」を意味する)と呼ばれる土地であった(第1図)。強制移住させられた者は約8500名とされる。さらに政府はゲリラへの糧食補給を絶つという名目で、

* “Declaración de Principios de la Revolución Popular Sandinista sobre las comunidades indígenas de la Costa Atlántica,” J. Jenkins Molieri, *El desafío indígena de la Costa Atlántica: El caso de los Miskitos*, Managua, Vanguardia, 1986, pp. 447-449.

第1表 大西洋岸先住民*の組織

| | |
|-------------------|--|
| ALPROMISU | 1974年設立。ミスキト族、スモ族を代表。 1979年革命とともに自然消滅。 |
| MISURASATA | 1979年11月、サンディニスタ公認の大衆組織として設立。ミスキト族、スモ族、ラマ族を代表するが、ミスキト族が組織の中心を占める。1981年ごろより反政府の立場に。1982年以後ゲリラ闘争展開。 82年末、組織分裂— MISURASATA (リベーラ派) |
| | 1985年、政府と停戦に合意 MISURA (ファゴス派) 武闘続行 |
| MISURA ／ KISAN | 1985年、MISURA から KISAN へ改組。 ファゴス派は MISURA を引き継ぐ。 |
| YATAMA | 1987年末、MISURASATA, MISURA, KISAN が合併して設立。 |
| MISATAN | 1984年8月にサンディニスタの支持をえて設立された、上記とは別のミスキト族組織。政府と MISURASATA ならびに MISURA, KISAN との交渉に際して重要な役割を果たす。 |
| SUKUWALA | スモ族の組織。1972年に設立、1985年に再編成。 |

* 非先住民系少数民族クレオールを統括する組織はない。

強制移住後残された家屋を破壊し、家畜を殺した。この強制移住措置が国際的にマスコミで取上げられ、先住民に対する人権侵害、文化破壊であるとして反サンディニスタ・キャンペーンの恰好の材料に使われた。人権侵害の告発を受けて、いくつかの国際調査団による実態調査が行なわれた、IACHR(全米人権委員会)、「アメリカズ・ウォッチ」(米国の民間団体)、LASA(米国ラテンアメリカ学会)の「人権および学問の自由に関するタスクフォーメス」などの調査団がそれである。LASAの調査団の報告によれば、「このときに起きた人権侵害は、コントラによる人権侵害、あるいはグアテマラ政府によるインディヘナ住民に対する人権侵害、エルサルバドル政府による民間人に対する人権侵害と比べれば程度の低いものである」とされる。

1982～84年は政府対コントラの軍事紛争がエスカレートした時期であり、それに呼応して大西洋岸地域におけるミスキト族の組織的反乱も強まった。ミスキト族の武装集団はコントラの中核勢力

であるFDN(ニカラグア民主戦線)*とは別の組織であるが、これと連携していたため、政府も両者を区別せず、ともに軍事的鎮圧の対象と考えた。

この政策が転換されるのは1983年12月の恩赦令以後である。政府は反革命活動により投獄された、あるいは亡命中のミスキトの大部分に対して恩赦を発令した。これを境に政府は大西洋岸少数民族の反政府勢力に対しては一般コントラとは一線を画して扱うようになった。すなわちコントラを米国の傭兵とみなし、彼らとの交渉にはいっさい応じないとする一方で、ミスキト武装勢力に対しては停戦交渉を呼びかけ、少数民族の長年の要求に対しては誠意をもって応じようという姿勢に転じた。

この時期にはミスキト反政府組織の間で内部分裂がみられる。1982年末、MISURASATAの指導者の1人、リベーラ(Brooklyn Rivera)とその仲間はファゴスとの指導権争いからホンジュラスを去了

* ホンジュラス領内に基地を有し、CIAの支援を受ける、ソモサ独裁政権時代の国家警察隊の指揮官を中心とする武装集団。

* M. Diskin, *op. cit.*, p. 13.

りコスタリカへ移った。そこでコントラの一派であるARDE(民主革命戦線)*と一時手を結ぶ。ファゴスがホンジュラスでMISURAという新たな反政府武装集団を組織したのに対して、リベーラはMISURASATAを引き継いだ。

1984年8月に政府はMISURASATAに対して停戦交渉を呼びかけた。リベーラがこれに応じ、交渉は同年12月からボゴタで開始された。サンディニスタ政府とミスキト武装集団の間で話し合いの気運が生じた背景としては次のことがあげられる。政府側にとっては、第1にミスキト族強制移住策が国際世論の攻撃にさらされたばかりでなく、ミスキト住民の反サンディニスタ感情を助長したため、これを失敗と認めざるをえず、対少数民族政策の手直しを迫られたこと。第2に太平洋側でのコントラとの内戦が膠着状態となり、そのうえ米国の軍事介入のおそれもあって困難な情勢が続いていることである。MISURASATAの側には、組織の内部分裂や、外部からの物質的援助の欠如、コントラの中核勢力からはあまり相手にされないとといった事情があった。ただし、MISURASATAが対政府交渉に応じたのに対しMISURAは武力闘争の継続を主張した。

政府とMISURASATAとの交渉は、1984年12月のボゴタ会談を皮切りに85年にかけて数回の会談が重ねられ、当面の議題である武力闘争の停止の他に、強制移住させられたミスキトの出身地への帰還、および大西洋岸の少数民族の長年の懸案である自治権の問題が討議された。

停戦に関しては1985年4月にメキシコ市で合意文書が調印された。政府はタスバ・プリに強制移住させたミスキトの出身地への帰還を認め、85年末までにほぼ全員が国境地帯のココ河流域の村へ戻った。ミスキトの帰還を可能にした重要な要因として、この地帯で軍事行動をとっていたMISURAの軍事指導者パンティン(Eduardo Pantín)と政府

* かつて反ソモサ革命闘争を共に闘い、後にサンディニスタから分派したパストーラ司令官らに率いられたグループ。

との間の停戦協定の調印*があげられる。

1985年6月にMISURASATAとMISURAの統一を目指した新組織ASLA(ミスキト語で「統一」)がつくられるが統一に失敗、同年9月にASLAは解散し、実質的にMISURAを引き継いだ新組織KISANが発足した。KISANから追放されたファゴス一派は引き続きMISURAを名乗った。KISAN発足にあたって、武力闘争の継続、コントラの総括的な組織であるUNO(ニカラグア反対連合)**への参加が表明された。1987年末にMISURASATA、MISURA、KISANの反政府ミスキト3組織が合併してYATAMA(「自由のための統一」の意)がつくられた。

大西洋岸先住民の組織はこのように複数のものが併存し、それらの間で離合集散が繰り返されて複雑であるので、第1表に整理して示した。

5 少数民族の自治権

1984年12月の政府とMISURASATAとの交渉開始に先立ち、大西洋岸の少数民族の自治の問題を調査、検討し、自治法の草案を作成するための自治問題・国民委員会(Comisión Nacional de Autonomía, 以下「自治委員会」と略す)が設置された。自治委員会は政府側委員と大西洋岸少数民族の代表委員により構成される。

1985年7月に自治委員会は「ニカラグア大西洋岸先住民族・共同体の自治権の行使に関する原則と政策」***と題する文書(以下「自治文書」と略す)を発表した。これはその後の討議のためのたたき

* パンティンは停戦協定調印の直後に謎の死を遂げるが、MISURAの指導者ファゴスが協定に反対、彼の暗殺を命じたとの噂がある。

** Unión Nicaragüense Opositora; 反政府武装集団および政治団体の連合組織。後にRN(Resistencia Nicaragüense; ニカラグア・レジスタンス)に再編される。

*** "Principios y políticas para el ejercicio de los derechos de autonomía de los pueblos indígenas y comunidades de la Costa Atlántica de Nicaragua," J. Jenkins Molieri, *op. cit.*, pp. 450-461.

台と理解され、当事者（大西洋岸の少数民族）の間での討議を経て改訂された後に成文化されるべきものとされた。

自治文書は、I. 一般的考察と歴史的前提、II. 地域自治の原則と目的、III. 地域自治政府の組織と機能およびニカラグア国政府、の三つの部分に分かれる、Iでは大西洋岸住民のおかれた立場と特殊な条件が説明される、IIでは大西洋岸地域の自治に関して14の基本原則を提示する。原則1で「ニカラグアは単一の、分割しえないネーションであり、革命国家の主権は国の領土全域に及ぶ」と謳っている。原則2は「ニカラグアは複数民族国家である。——大西洋岸の先住民族・共同体は、ニカラグア国民の分離しえない部分である」とする。原則6は大西洋岸の少数民族の独自の文化、宗教、言語に関する権利について述べる。そしてその「文化と歴史的伝統は国民文化の一部を形成し、それを豊かなものにする」としている。

少数民族の自治権は、「彼らが伝統的に占有してきた地理的領域において行使される」(原則7)。原則8～10は経済的基礎に関連するものである。少数民族は、彼らが「伝統的に占有してきた土地に関する集団的ないし個人的所有権を有する」(原則8)。少数民族は「彼らが居住している地域の土地、森林、水資源の利用権を有する」(原則9)。「地域の天然資源の利用に関する戦略は、国民経済的均衡を求めて、大西洋岸の住民の経済的社会的発展に寄与すべきものとする。」(原則10)。原則11では、「大西洋岸のすべての先住民族・共同体は、それぞれの人数や発展段階と関係なく対等の権利を有する」ことが示される。原則14は、大西洋岸の歴史的現実および複雑な民族構成ゆえに、自治政体の確立が必要であること、ただしそれは中央政府の権限を損うものではないことを述べる。

IIIでは地域自治の具体的な形態が述べられる。自治法は確定された境界を有する自治地域(*regiones autónomas*)において施行され、各自治地域内に、地域議会と地域執行部により構成される地域自治政府が設けられる。地域議会は地域自

治の最高機関であり、その代議員は住民により民主的な手続きによって選出される。その際各先住諸民族および共同体の代表性が保証される。国民議会への代表者はその代議員のなかから選ばれる。地方議会はその代議員のなかから地域執行部の長を選出する。

地域自治政府は、各自治地域内での法と秩序の維持の責任を有し、国防への地域での参加を要請される。また自治地域に関連する経済戦略の企画、策定に参加し、地域予算案を作成し(中央政府の認可が必要)、法律の定める地域税を徴収する。

1985年の自治文書を81年宣言と比較してみれば、明らかに後者において大西洋岸地域の自治へ向けての大きな前進がみられる。自治文書が発表された後、セラヤ県北部と南部の2地域にそれぞれ地域自治委員会(Comisión Regional de Autonomía)が設立され、自治問題の検討は全国レベルの自治委員会から二つの地域自治委員会の手に移された、地域自治委員会の役割は、それぞれの地域において住民の広範な層から自治文書に関する意見を聴取し、討論を行ない、修正案を作成することである。「コンスルタ」(consulta)と呼ばれるこのプロセスが85年秋以後続けられた。

1987年4月に大西洋岸の複数の民族(ミスキト、クレオール、スモ、ガリフォナ、ラマ、メスティーソ)を代表する代議員の大会で自治に関する法案が採択された。それに先立ち、同年1月に発布されたニカラグア共和国憲法では、大西洋岸の共同体の権利として以下のように規定している*。

「大西洋岸の共同体はニカラグア人民の不可分の構成要素をなし、かつ同等の権利を享受し、同等の義務を負う。

大西洋岸の共同体は、国民統一体のなかでその文化的アイデンティティーを維持、発展させる権利、および固有の形態の社会組織を具備し、その伝統に従って地域の諸事を管理する権利を

* 石井章「ドキュメント：ニカラグア新憲法」
『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 4, No. 2 1987
年)30ページ。

有する。

国は、大西洋岸の共同体による土地の共有形態を認める。またその共有地の水および山林を利用し、利益を得ることを認める」(第89条)。

「大西洋岸の共同体は、その言語、技能、文化を保持し、自由に表現する権利を有する。その文化および諸価値の発展は、国民文化を豊かなものにする。国は、これらの諸権利を実現させるために特別な計画を用意するものとする」(第90条)。

6 おわりに

革命後10年を迎えるニカラグアは、内戦と米国の経済封鎖による経済の悪化できわめて困難な状況に直面している。革命後実施された国内の諸改革も行詰まり状態になっているのが実情であるが、そうしたなかで大西洋岸少数民族の自治の問題に

関しては明確な進展がみられた。

ニカラグアの少数民族の運動および彼らが獲得した一定の成果は、今後の世界の少数民族の運動に大きな影響を及ぼすであろう。とくにアメリカ大陸の先住民によるアイデンティティーの確立、権利回復運動にとって、ニカラグア大西洋岸の事例は先駆的な意味をもつものとなろう。

本稿では大西洋岸の少数民族のなかでもとくに反政府系ミスキト族組織の動きを中心にみてきた。もとよりミスキト族の組織がすべて反政府的ではなく、サンディニスタ公認のミスキト組織も存在する。大西洋岸の少数民族はミスキトによって代表されるわけでもない。また、ひとくちに大西洋岸といつても北部と南部ではかなり状況が異なる。しかし、これらについて現在得られる情報はきわめて少なく、本稿では触れられなかった。これらの問題を含めて今後の動きに注目したい。

(いしい・あきら／中南米総合研究プロジェクト・チーム)